

## 文化財保護法

## 第一章 総則

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)  
並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
  - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
  - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
  - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)  
及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
  - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
  - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)
- 2** この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百五十三条第一項第一号、第六百六十五条、第六百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3** この法律の規定(第九十九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五百五十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第六百七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

- 第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2** 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
  - 3** 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html>

平成23年4月27日  
文化庁次長決定

### 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

#### 1 事業の目的

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

#### 2 事業の内容

東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

#### 3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

#### 4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災地各都県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、社団法人日本建築学会が、文化庁と連絡調整のうえ、関係機関の連携協力を得て行うこととする。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を派遣し、社団法人日本建築学会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

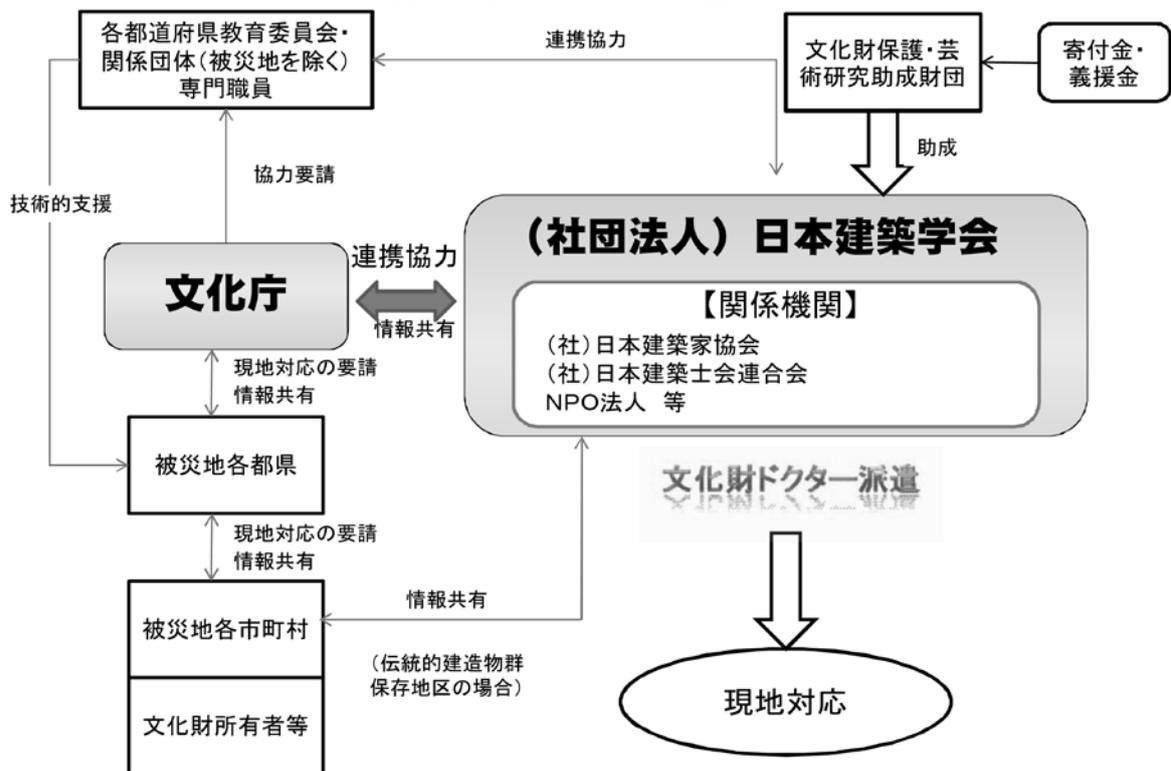
#### 5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

#### 6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

## 東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)





HOME > 文化財 > 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」について

## 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」について

### ●「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称: 歴史まちづくり法)

◇「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称: 歴史まちづくり法)が、平成20年5月23日に法律第40号として公布され、11月4日に施行されました。

◇この法律は、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」(「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(第1条)と定義されています。)の維持及び向上を図るために制定されたものです。

◇現在、様々な理由で歴史的な建造物などが急速に減少してきており、「歴史的風致」が失われつつあります。こうした状況を踏まえ、文化財行政とまちづくり行政が連携し、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律が、この歴史まちづくり法です。

◇法律の主な内容としては、

- ・ 国による「歴史的風致維持向上基本方針」の策定
- ・ 市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」の国による認定
- ・ 認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づく特別の措置
- ・ 「歴史的風致維持向上地区計画」制度の創設

などとなっています。

◇歴史まちづくり法では、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」には、「重点区域」を定めなければなりません(第5条第2項第2号)が、この「重点区域」は、

- ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域

又は

- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域 であることが条件となっています(第2条第2項第1号)。

つまり、歴史まちづくり法においても、文化財の周辺における取組ということがポイントになっています。

◇また、「歴史的風致維持向上計画」には「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」(第5条第2項第1号)を記載する必要があります。

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等により的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましいと考えています。

## ▶ 「歴史文化基本構想」について

◇このようにして市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づく様々な特別の措置や国による支援が受けられることとなります。

◇歴史まちづくり法について、このページでは、必要な情報を随時お知らせすることとしています。

## ●法律

[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律](#) 

## ●政令

[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令](#) 

## ●省令

[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則](#) 

[文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則](#) 

[文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則](#) 

[国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則](#) 

## ●基本的な方針

[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針](#)  (PDF形式(240KB))

## ●運用指針

[地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針](#)  (PDF形式(328KB))

◆パンフレット「歴史まちづくり」  (PDF形式(3.15MB))

◆認定歴史的風致維持向上計画

## &lt;参考&gt;

▶ [「歴史まちづくり」\(※国土交通省ホームページヘリンク\)](#) 

▶ [「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律について」\(※農林水産省ホームページヘリンク\)](#) 

## ◎歴史まちづくり法に関する問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室

電話 03-6734-2415

[chosei@bunka.go.jp](mailto:chosei@bunka.go.jp)

[トップページへ](#)

[ページのトップへ](#)

[→ シンボルマーク](#)

[→ 個人情報保護](#)

[→ 文化庁ホームページについて](#)

[→ プライバシーポリシー](#)

Copyright © 2012 The Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

## プログラム

### 第12回日本分類学会連合公開シンポジウム

会場:国立科学博物館講堂(上野)

#### シンポジウム1「自然史標本の公的保護をめざして」

日時:2013年1月12日

13:30~13:35

#### 連合代表挨拶

鶴崎展巨(鳥取大学)

13:35~13:45

#### はじめに(趣旨説明)

馬渡駿介(北海道大学)

13:45~14:15

#### 標本被災が顕在化させた自然科学の偏り

西田治文(中央大学)

14:15~14:45

#### 災害から文化遺産を守るブルーシールドと自然史標本

栗原祐司(京都国立博物館)

14:45~15:15

#### 環境省と自然史標本:生物多様性センター所蔵標本の現状

奥山正樹(環境省生物多様性センター)

15:15~15:30 休憩

15:30~16:00

#### 生きた自然を記録・継承し、守り人を育てる自然史博物館とその標本

佐久間大輔(大阪市立自然史博物館)

16:00~16:30

#### 重要な自然史標本はどこにあるのか:重要標本のメタデータベース作成

松浦啓一(国立科学博物館)

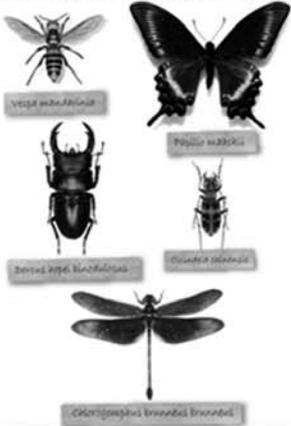
16:30~17:00 一般討論

日本分類学連合  
第12回公開シンポジウム

主催：日本分類学会連合  
共催：日本学術会議  
協賛：全国農村教育協会、地方都市コンベンション関連団体事務局、東海大学出版会

シンポジウム1

**【自然史標本の公的保護をめざして】**



【日時】2013年1月12日（土）12:30～17:00  
【会場】馬渡駅舎（北海道大学）

- 1) 西田治文（中央大学）  
「標本収蔵が顕在化した自然科学の偏り」
- 2) 栗原祐司（京都国立博物館）  
「災害から文化遺産を守るブルーシールドと自然史標本」
- 3) 奥山正樹（環境省生物多様性センター）  
「環境省と自然史標本：生物多様性センター所蔵標本の現状」
- 4) 佐久間大輔（大阪市立自然史博物館）  
「生きた自然を記録・継承し、守り人を育てる自然史博物館とその標本」
- 5) 松浦啓一（国立科学博物館）  
「重要な自然史標本はどこにあるのか：重要標本のメタデータベース作成」



シンポジウム2

**【分類学があらためて「種」と向き合うとき】**



【日時】2013年1月13日（日）9:30～12:00  
【会場】三中信堂（農研研/東大・院・農生）

- 1) 三中信堂（農研研/東大・院・農生）  
「世紀をまたいだ『種』論争は何をもたらすのだろうか：第三の道に向けて」
- 2) 網谷祐一（京大・院・文学研究科）  
「『種』——定義より遠く離れて」
- 3) 太田英利（兵庫県立大学）  
「保全生物学における『種』の功罪」
- 4) コメンテーター：神保宇嗣（国立科学博物館）  
「生物多様性情報分野から見た『種』」

Illustration by Maki K.